

2020年4月19日

県4種委員会
所属チーム代表者 様

会 長 飯塚孝夫
委員長 村井智宏

新型コロナウイルスの対応について

緊急事態宣言の対象が全都道府県に拡大されました。
これを受け、5月6日までの期間はチーム活動を原則禁止といたします。
5月7日～5月末日までの新型コロナウイルス感染拡大の対応は、下記の対応といたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

緊急事態宣言期間中の対応

- ① すべての活動を原則禁止とする。

5月7日～5月末日までの対応

- ① トレセン活動について活動を休止する。
- ② 各チームの活動について各市町村の方針に従う。
施設利用許可が下りない場合は活動を自粛する。
- ③ トレーニング実施が可能な地域でも、感染防止対策を十分に講じ
選手の練習参加は保護者の同意を必ず得て行う事。
- ④ 保護者と指導者は、選手の健康状態を共有し、体調不良時は練習に参加させない。
- ⑤ 対外試合等（練習試合・遠征・招待試合等）は行わない。

*感染拡大を防止し、感染の流行を早期に収束させることができるよう、周知徹底の程よろしくお願いいたします。